

さらに詳しく(さらに深く、さらに広く)

性の多様性に関して社会の動き

1. 企業では

2019年に厚生労働省が作成した「職場におけるダイバーシティ推進事業 報告書」によると、「社内において、性的マイノリティが働きやすい職場環境をつくるべきだと思うか」という質問に対して1,000人以上の企業では、9割以上が「そう思う」もしくは「どちらかといえばそう思う」と答えています。実際、大手企業を中心にすでに人事や福利厚生の面で同性パートナーも配偶者と認める仕組みを整え、相談窓口の設置や社内研修の実施を通じ、サポートを強化しています。



2. 社会では

①性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(通称は LGBT 法、または LGBT 理解増進法など。)が2023年6月16日に可決され6月23日に公布されました。

②経済産業省に勤めるトランスジェンダーの職員が、職場の女性用トイレの使用を制限されているのは不当だとして国を訴えた裁判で、最高裁判所は、トイレの使用制限を認めた国の対応は違法だとする判決を出しました。



(2023.7.11)

③トランスジェンダーが戸籍上の性別を変えるのに、生殖能力を失わせる手術を必要とする「性同一性障害特例法」の要件が、憲法に違反するかが問われた家事審判で、最高裁大法廷は、要件は「違憲」とする決定を出しました。

(2023.10.25)

これらの判決はすべてのケースについてあてはまるものではありませんし、法律が差別を解消するために十分な内容とは言えないかもしれません。しかし、性的マイノリティの人たちにとって自分らしく社会生活を送れるような社会の実現に向けた一歩ではないでしょうか。

